

## 資格試験に係る特例措置の例

【事例1】震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等  
介護福祉士試験（所管府省：厚生労働省、実施機関：（財）社会福祉振興・試験センター）については、合格者を平成23年3月29日に発表。この合格者のうち、①合格証書等の受取が困難な者については、合格証書等を同センターで保管し、②受験資格が見込み（福祉系高校卒業見込み）であった者については、受験資格が確定したことを証する証明書の提出期限を延長した（原則として23年4月末までであるが、それ以降も個別に相談に応じて対応している。）。

## 【事例2】試験日の変更、追加試験の実施

衛生管理者試験（所管府省：厚生労働省、試験実施機関：（財）安全衛生技術試験協会）については、同協会東北安全衛生技術センターにおいて、平成23年4月11日に予定した試験を東日本大震災の影響により中止し、同年6月9日に追加試験を実施した（この結果、6月において同試験は、当初予定していた1日及び20日に9日を加えて計3回実施）。

## 【事例3】受験料の返還

平成23年度の危険物取扱者試験（所管府省：総務省、試験実施機関：（財）消防試験研究センター）については、被災者の生活支援に資するため、申請のあった被災者に対して受験料（甲種5,000円ほか）を免除することとし、既に納めた受験料についても返還に応じることとしている。

## 【事例4】次回以降への振替、再受験

平成23年度春期情報処理技術者試験（所管府省：経済産業省、試験実施機関：（独）情報処理推進機構）については、平成23年4月17日に予定していたが、試験の区分に応じ、6月26日又は7月10日に延期（※）。また、4月の試験の受験予定者に対し、同年10月に予定している23年度秋期試験及び翌年4月に予定している平成24年度春期試験への振替を認めた。

※ 同試験は、以下の区分で実施。

6月26日：応用情報技術者試験、プロジェクトマネジャー試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験

7月10日：ITパスポート試験、基本情報技術者試験

**【事例5】試験地の追加、他試験地への変更可**

平成23年5月に実施された新司法試験（所管府省：法務省、試験実施機関：司法試験委員会）については、仙台市試験地での受験を希望していた受験者に対して希望試験地の変更を認めた。

**【事例6】申込期間の延長**

平成23年の第二種電気工事士試験（所管府省：経済産業省、試験実施機関：（財）電気技術者試験センター）については、同年6月及び10月に筆記試験を行うこととしていた。これらの受験申込期間は、いずれも同年3月14日から4月6日までとしていたが、今回、東日本大震災の被災者に対しては、6月の試験については4月18日から4月22日まで、11月の試験については7月30日から8月5日まで別途申込受付期間を設定した。

**【事例7】試験の一部免除に係る有効期限の延長**

自動車整備士技能検定試験（所管府省、試験実施機関：国土交通省）については、国土交通大臣の指定した自動車整備士養成施設の所定の課程を修了すると、修了後2年間は実技試験の免除を受けることができるとされている。今回、東日本大震災の被災者で、試験免除の有効期間の期限を平成23年3月11日までから同年8月30日までの間に迎える者に対しては、有効期間を同年8月31日まで延長した。

### 【事例8】前年と同様の特例措置をあらためて実施

東日本大震災前に実施された医師等の医療関係職種 20 制度（※）（所管府省：厚生労働省、試験実施機関：厚生労働省等）の平成 23 年試験については、①免許申請に必要な証明書類について、提出期限を延長し、当面、代替書類（例えば戸籍謄（抄）本に替えて運転免許証の写し等）での申請を認めること、②合格発表は厚生労働省ホームページに掲載することとされているが、ホームページを閲覧できる環境にない者にとっては、同省に個別に合否結果を問い合わせ差し支えないこと、③免許申請については、申請者の住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請することとしているが、被災県を住所地とする者及び現在被災県に居住する者については、現在居住する都道府県等においても申請書の提出を受け付けることとする特例措置を実施した。

今回、平成 24 年 2 月、3 月に実施された平成 24 年試験についても、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、現在でも避難生活を余儀なくされている者がいる状況に鑑み、20 制度のうち 11 制度については、上記③の特例措置をあらためて実施し、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとした。

#### ※ ①、②、③を実施した医療関係職種：10 制度

医師、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

#### ①、②を実施した医療関係職種：9 制度

歯科衛生士、臨床工学技士、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士

#### ①、③を実施した医療関係職種：1 制度

歯科技工士

### 【事例9】その他

運転免許試験（所管府省：警察庁、実施機関：都道府県公安委員会）については、過去 3 か月以内に 5 日以上の路上練習をした者でなければ受験することができないとされている。今回、東日本大震災の被災者で、運転免許試験を受験できる期間について、平成 23 年 3 月 11 日から同年 8 月 30 日までの間にその期限を迎える者に対しては、受験できる期間を同年 8 月 31 日まで延長する措置を講じた。